

入札参加停止措置の概要

商 号 又 は 名 称	新明和工業（株）								
所 在 地	兵庫県宝塚市新明和町 1 番 1 号								
認 定 番 号	0 0 - 0 0 4 3 0 5								
入札参加停止期間	令和 7 年 5 月 13 日 から 令和 7 年 7 月 12 日まで（2 か月） 課徴金減免制度が適用された旨の申出書の提出があり、長野県建設工事請負人等選定委員会の承認があったことから、長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領運用基準第 3 第 4 項により入札参加停止期間を 2 か月とする。								
事 実 概 要	対象会社は、エレベーター方式パレット型の機械式駐車装置の設置工事について情報交換を行い、価格や受注者を事前に決めていたとして、令和 7 年 3 月 24 日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められる。								
理 由	長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領別表別表第 2 第 5 号（独占禁止法違反行為）に該当し、建設工事の契約の相手方として不適当であると認められるため。								
備 考	【入札参加停止措置要領別表抜粋】 <table><tr><th colspan="2">措 置 要 件</th><th>期 間</th></tr><tr><td>独占禁止法違反行為</td><td>5 県内又は県外において、業務に関し独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号及び第 9 号に掲げる場合を除く。）</td><td>当該認定をした日から 4 か月以上18か月以内</td></tr></table>			措 置 要 件		期 間	独占禁止法違反行為	5 県内又は県外において、業務に関し独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号及び第 9 号に掲げる場合を除く。）	当該認定をした日から 4 か月以上18か月以内
措 置 要 件		期 間							
独占禁止法違反行為	5 県内又は県外において、業務に関し独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号及び第 9 号に掲げる場合を除く。）	当該認定をした日から 4 か月以上18か月以内							